

## 念 書

平成 年 月 日 事故発生場所( )において  
加害者( )の不法行為により被害者( )の被った傷病について、  
健康保険法による保険給付を受けた場合は、私に加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保  
険法第57条の規定によって、公文健康保険組合が給付の価額の限度において取得行使し、かつ賠  
償金を受領することに異議ないことをここに書面をもって申立てます。なお、併せて次の事項に対し同  
意し遵守することを誓約します。

1. 保険会社を含む加害者側と示談を締結する場合は、必ず前もって貴組合にその内容を申  
し出し、加害者側に白紙委任状を渡さないこと。
2. 自賠責保険における貴組合の求償と私の被害者請求とが競合し、合計額が自賠責保険  
金額を超過した場合は、貴組合の求償を優先処理することに同意すること。
3. 保険会社を含む被害者側から金品を受けたときは、受領年月日・内容・金額を洩れなく、  
かつ速やかに貴組合に申し出ること。
4. 貴組合が、保険会社を含む加害者側に診療(調剤)報酬明細書の写しを使用して、保険  
給付した金額の範囲内で請求権を行使することに同意すること。

平成 年 月 日

被保険者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

被害者氏名 \_\_\_\_\_ 印

被害者が家族の場合は必ず連名でご記入ください。

TEL ( )

### 健康保険法第57条

健康保険組合が医療機関に支払った治療費は、本来加害者が支払うべきものです。それを健康保険組合  
が加害者に代わって立替払いし、後日、健康保険組合が加害者側(保険会社等)に対して、治療に要した費  
用を請求することになります。従って、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権のうち、保険給付を受  
けた限度内については、自動的に健康保険組合に移ります。